

議 事 日 程 (平成31年3月15日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第5 議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定について
- 日程第8 議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第9号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第14 議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第17 議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第18 議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第20 議第19号 町道路線の認定について
- 日程第21 議第20号 安八町第五次総合計画の後期基本計画の策定について
- 日程第22 議第21号 工事請負契約の変更について
- (追加議事日程)
- 日程第1 議第22号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮一

○出席議員（10名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 讓治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
総務課長 山田 靖	企画調整課長 大平 共美
会計管理者 堀 芳弘	税務課長 坂 優
住民環境課長 吉村 等	福祉課長 坂 和由
建設課長 河合 一	産業振興課長 岡田 立
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 土岐 寿徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様おそろいで、御苦労さんでございます。

また、傍聴の皆さん、年度末で大変お忙しいところ大勢の皆さん、傍聴いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回安八町議会定例会2日目の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、6番 大平文雄君。

6番 おはようございます。

私からは、安八町勤労青少年ホームの方向性についてということで質問させていただきますが、質問の中でちょっと表現的に厳しいところがございます。しかし、これは全てを、堀現町政を批判するという、そういうものではなく、30年の長きにわたり適正な管理が放置されてきたものでありまして、そのことを前提としておりますことを冒頭に申し上げておきたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

安八町勤労青少年ホームは、平成元年2月、15歳以上35歳未満の働く青少年の皆さんが、仕事の疲れを癒やし、あすへの勤労意欲の醸成を目的として竣工いたしました。

竣工に至るまでの経緯は、職員1名を1年間、国、いわゆる現在の厚生労働省でございますが、そちらへ派遣いたしまして研修を積み、その結果、国

からは4,000万円、県からは2,000万円の補助金を受け、総事業費2億5,800万円を費やして、町民からの待望久しかった施設として完成に至ったことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、安八町勤労青少年ホームは平成31年3月31日に閉鎖となります。全国的な傾向として、若者の人口減少、労働者の余暇利用の多様化により、ピーク時において全国に537カ所ありました勤労青少年ホームの廃止が相次ぎ、現在では290カ所以下に減少しているところでございます。

県内の状況については、現在、安八町を含め6カ所、高山市、羽島市、美濃市、北方町、垂井町が指定管理、あるいは直営として運営されております。

以上の実態を勘案し、安八町としては今後どのような方向性を見出していくべきかを検討する、いや決定する時期でもあります。

平成31年1月、現地にて安八町勤労青少年ホームの実態を見てまいりました。外壁タイルの落下、空調設備の劣化による不稼働、階段のひび等々現状放置された状態でございます。なぜ新耐震基準を充足している建物が、30年何も手を加えることなくこのような状況になってしまったのかが非常に疑問を抱いているところでございます。

結論は唯一、行政の無策による罪、表現がちょっと厳しいでございますが、そういうところにあるんじゃないかと思っております。すなわち、現実を直視して、検討が全くされてこなかったことが原因と思われまます。これは30年間を振り返ってのことでございます。

安八町北部地区の住民は、このような状況から、従来多目的に利用できたにもかかわらず、その利便性が損なわれている今日、行政及び私ども議員に対して厳しい目が注がれています。全盛期には、確定申告、健康診断、選挙投票所、さらに軽運動場は、高齢者の健康維持施設として多目的に活用されてきました。このような状況を鑑みれば、行政は住民目線に寄り添うのではなく、むしろ背を向けた真逆の方向に進んでいるとしか言えないと思われまます。

例えば健康診断を保健センターで受診するためには、自家用車を利用できない人がタクシーを利用すれば片道2,000円の負担が発生します。

過去に、行政側としては勤労青少年ホームの方向性を検討されていたという事は承知しております。例えば一つの例として、現状の建物を取り壊し、

東側空き地に1億5,000万程度の工事費として全天候型屋内施設の建設の案が検討されたと聞いております。しかしながら、現状の財政状況を勘案すれば、それは短絡的発想で、絵に描いた餅を語る夢物語と、そういうふうに変化するものは明確でございます。

先ほど申し上げましたように、勤労青少年ホームとしての活用は、少子化、労働者の余暇利用の多様化により当初の目的は終えようとしております。すなわち一案を提起するならば、多目的の利用を柱とした北部地区コミュニティーセンターとしての再生は可能であると思っておりますが、早急に方向性を打ち出す時期に来ていると思っております。

本件は、安八町全体の施設の中で考察すべき極めて重要かつ大きな問題であります。現状を放置すれば廃墟の館と化すことは明確でございます。

前にも述べましたように、平成28年ごろから町長を筆頭として執行部で方向性について今日まで協議されたと聞いておりますが、そのような状況を踏まえまして、現在町長が抱いておられます見解を示していただくよう質問させていただきます。

なお、いまだまだ決定されていないというならば、方向性の結論を出す期限を明確にした答弁をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、大平文雄議員の安八町勤労青少年ホームの利活用につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

勤労青少年ホームは、働く若者の趣味、憩いの場としてだけでなく、住民の皆様の健康診査や諸証明の発行などの支所業務を行ってまいりました。

平成元年の建設以来、約30年が経過し、経年劣化などに起因する外壁タイルの剥がれや雨漏り、空調設備機器のふぐあいなど、随所に改修、修理が必要となる箇所が見受けられるようになりました。見積もりますと多額の経費となり、対応に苦慮してまいりました。

そこで、勤労青少年の場としての需要を踏まえた上での施設のあり方や財政面、他の施設などへの移行の可能性も検討し、新年度からは、これまでの全ての機能を廃止させていただくことにさせていただきました。

財政面では、一部改修、全箇所改修、また全部解体などのケースについて

試算しておりますが、いずれも高額なものとなっております。現在の財政状況では多額の費用を予算化することは難しいですが、管理に至る最低限の業務は実施させていただきたいと思っております。

また、劣化を防止するための対策も必要に応じ講じさせていただきたいと考えております。

大平議員が厳しく御指摘されるとおり、施設の維持管理に関し行き届かぬ点がありますが、このままの状態では景観面、防犯面でも非常に憂慮される事態になりますし、建物の劣化もますます進行すると思われま

す。また、二次避難所、収容施設として位置づけがされておりますが、このことに対しましても明確に対応しなければなりません。

今後の方針につきましてですが、建物を取り壊すことは、建物自体が耐震基準を満たしていることもあり極力避け、有効に利活用できる方策を模索していきたいと考えております。

新年度からは、第五次総合計画の後期基本計画期間に入ってきます。後期計画期間は、平成31年度から平成34年度までの4カ年となっております。

基本計画では、大平議員が御指摘されるとおり、北部公園における全天候対応型の屋内施設及びグラウンドの整備検討と計画に位置づけがございます。特に北部地区のコミュニティーの振興、住民の皆様への健康づくりや憩いの場などの整備との思いがあり、計画に盛り込ませていただいております。

現状では具体的な方向性はお示しできませんが、住民の皆様の御意向や議員の皆様との協議を踏まえ、できれば2カ年の間には方向性を明確にしていきたいと考えております。財政も厳しい状況にありますので、早い段階での対応は困難なところもあります。時間を要すると思われま

すが、中・長期的事業計画を策定し、できるところから着手していきたいと考えております。どうか御理解、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長 6番 大平文雄君。

6番 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、1月に現地で中の状況を見てきました。

確かに階段とか、空調機の云々というはございますけれども、1階にございます娯楽相談室とか料理教室、あるいは軽運動場、あるいは2階にございます集会講習室、音楽室、図書コーナーは、見た感じではすばらしい、まだ施設そのものを維持していると思っております。

個人的には、今から新しく全天候型云々ということをつくると莫大な予算が要ります。先ほど申しましたように、メンテナンスができてこなかったよりも、ここ数年の、特に財政状況の逼迫した大手企業の撤退という、そういう状況の中でなかなか取り組みができなかったと、それは配慮できることでございますが、とにかく今、町長が申しあげましたように、2年間の間に方向性を必ず示していただきまして、2年間でどうこうするということじゃなくて、中・長期的なタームでどうか整備をしていただきまして、町民、住民の憩いの場所、そういうものに再構築できるようにお願いしていきまして、私の質問を終わります。以上でございます。ありがとうございます。

議長 次、7番 岩田讓治君。

7番 おはようございます。

きょうも多くの傍聴の方に来ていただきましてありがとうございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、小・中学校の2学期制への移行についてお尋ねをいたします。

より質の高い教育を追求し、未来に輝く安八・東安の子どもを育てるために、2学期制による学校生活を導入しますと、安八町は、平成31年度から全小・中学校を3学期制から2学期制に移行することになりました。

平成27年度から関係者の中で検討が重ねられてきたとありますが、保護者や議会に公表されたのは昨年11月でした。果たしてこの3年間何が検討されてきたのでしょうか。

このリーフレットは町民に回覧をされたものですが、これによりますと2学期制移行の主なものは、教職員の働き方改革の推進のように読み取れるところがございます。

学校教育の本来の目標とするところは、子供の自立促進、学力の向上だと思います。それが2学期制への移行で達成できるのでしょうか。確かに教職員の負担が少なくなれば、子供一人一人に向かう時間や教材準備の時間はふえ、質の向上になるかもしれません。でも、もともと教員が教えること以外

に調査書類・報告書の作成、保護者の対応、研修、打ち合わせなどが多く、これらを解決しなければ根本的な対策にはならないのではないのでしょうか。

ここで、岐阜県下での小・中学校の3学期制から2学期制に移行した状況を報告させていただきます。現在、中学校では52.8%が、小学校では30.4%が2学期制へ移行いたしております。近隣の町では、養老町、池田町、揖斐川町、そして大野町が2学期制へ移行しております。これらの町が3学期制から2学期制へ移行した大きな理由は、教職員の働き方改革が引き金になったと思われまます。

一方、京都市では、既に10年ほど前に3学期制から2学期制に移行し、試行を重ねてきましたが、平成30年、昨年度からまた3学期制に戻しました。担当課長の話では、教職員の意識改革とカリキュラム開発能力があれば、あえて2学期制は必要ないとか、また教職員の働き方改革が大きく変わったとは思わないとのことでした。

今後、学習指導要領が改正され、学校行事を含めカリキュラム編成を見直す必要がある今、教職員の意識改革やカリキュラム開発能力の向上は欠かせない要素であると思います。これらの現状の中、3学期制から2学期制に移行しなければならない決定的な理由がわかりません。以下、具体的なことをお尋ねいたします。

高等学校では前期・後期という2学期制でございますが、これに適応するために中学校だけを2学期制でスタートさせ、小学校はその効果の確認をしてからでも遅くはなかったのではないのでしょうか。

2番、授業時間や夏休みなど、長期休暇の期間の増減はあるのでしょうか。

3番、既に平成31年度から2学期制は決まっております。その効果の確認を十分行い、満たされていないければ検討をし直す勇気が必要だと思っておりますがいかがでしょうか。

以上、教育長さんの御答弁をお願いいたします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 岩田讓治議員さんの2学期制移行の目指すものについてお答えをします。

これからの予測困難な時代と言われる未来に輝く安八・東安の子どもたちを育てることが、2学期制移行によって目指すものでございます。

しかし、単に2学期制にしたからできるものではないということは認識し

ております。子供たちの輝きを実現するための一つの改革として、2学期制という学校の環境、体制の変化によってさまざまな状況の改善を図りながら推進していくことができるものと考えました。

例えば2学期制移行の大きなメリットとして、現行の3学期制の次の問題点を解消しやすくなります。

まず3学期制では、1学期末は、長期休業日の計画、個別懇談、運動会体育大会の準備、部活動中体連の大会、2学期末は、学習のまとめ、進路懇談、長期休業日の計画、校内清掃等々複数の活動に同時に追われ、児童・生徒の集中力、能力が分散、拡散していますが、2学期制では解消され、1つに集中しやすくなります。あわせて指導する教職員も、児童・生徒に体だけでなく心が寄り添う時間を確保しやすくなります。

次に、現在の3学期は、1・2学期のほぼ半分という短期間であり、その間に卒業、修了を控え、授業時間の確保や評価の充実が困難な状況です。2学期制は、それを解消し、時間確保や適切な評価がしやすくなります。

これらの内容は、3学期制の部分的な批判とならないように配慮し、またリーフレットには細部まで書くスペースもないため、各学校での保護者説明の折に口頭で補足して説明させていただいたところです。

議員御指摘のとおり、2学期制の目指すところとメリットを明快に把握しにくい内容構成となった点は御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上を踏まえ、以下具体的な御質問への回答をさせていただきます。

1点目、小・中学校への同時導入についてお答えします。

導入の時期は、小・中学校両方に在籍する家庭の子供たちの学校生活を同一にしたほうが、本人たちや保護者にとって家庭生活での違和感や対応の負担を少なくできるものと考えて同一にしました。

また、これまで学校では、可能な限り小学校高学年の教科担任制など、小中接続を意識、あるいは推奨してきておりますので、中高だけでなく小中高同一にしたほうが、生活リズムの安定が図れると考えたところでございます。

2点目、授業時間や長期休暇期間の増減についてお答えします。

来年度が即位関係の祝日のため、授業日数は例年より3日ほど短くなりますが、授業時数は本年度とほぼ同じ時間が確保されます。というか、授業時間の設定につきましては、3学期制であっても2学期制であっても大差はな

く、議員御指摘のとおり、年間の授業時間をどのように組むかというカリキュラム・マネジメントによって決定するものであります。

なお、新学習指導要領に示されております、どうしても確保しなければならない小学校高学年及び中学校の最大標準時数1,015時間については、各校とも50時間以上上回って実施できる予定でございます。

次に、長期休暇につきましては、土曜授業の廃止に伴って授業時間を確保するため、夏休みを3日間短縮して午前授業を実施いたします。しかし、前期と後期の間の休業日は新たに設けることはいたしません。

3点目、検討をし直す勇気の必要性については、土曜授業を3年間の試行をもって中断したことや、学習指導要領が10年をめぐりに改訂されていることと同様に、2学期制につきましても議員御指摘のとおり、時代の要請に応える有効な環境改善になっているか、不断の見直しを図ってまいります。保護者、地域の皆様の御意見をいただくとともに、学力、自立の観点で毎年校長会と連携しながら成果と課題を明確にした見直しをかけてまいります。

今後、AIなど大きく変わると言われる2030年代の社会に向けて、生きる力を発揮し、社会でたくましく活躍する未来に輝く安八・東安の子どもを育成するため、2学期制を象徴とします教育改革は、今がそのときであると判断しまして、強い決意を持って推進してまいります。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 7番 岩田讓治君。

7番 ありがとうございます。

強い決意を持って望むということで大きな力をいただきました。またその中でも一つの改革としてという言葉もございました。

こんな言葉がありました。ある本に書いてあったんですけども、教育の質は、先生の能力を超えることはできないということが書いてございました。2学期制だけでなく、子供の質の向上のためには、多面的な角度から考えていただきまして、総合的な御配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 次、1番 西松幸子君。

1番 それでは、私のほうから空き家対策について伺います。

空き家改修費に助成制度を。

空き家対策特別措置法の施行に伴い、平成27年度に空き家の実態調査が行われました。空き家等の可能性が高いと判断した箇所数は171件、建物棟数は244棟でした。それから数年が経過し、社会情勢も変化し、現在では空き家の件数もふえ200件を超えるものと推測されます。

空家等の適正管理に関する条例が平成29年度に制定されました。管理が不全な特定空き家に対して、助言または指導、勧告、命令、代執行等、特定空き家などの除去を図ろうとするものです。

私のところにも、空き家である隣の大きな木がどうすることもできない状況で困っていると相談がありましたが、いまだに連絡がとれず解決に至っていないのが実情です。これから、こういった問題がますます増加し、放置できない喫緊の課題であります。

現在当町では、定住促進住宅取得助成事業を新設してから3年が経過し、人口減少対策や町の活性化に重要な役割を果たしていると評価するものです。しかしながら、空き家等の売却や貸し出しといった利活用については3年間手つかずのままであり、この状況を何とかしなければなりません。昨年スマートICが開通し、これから土地利用の見直し、企業誘致を進めていく中で、この問題も平行して取り組むべきであると思います。

そのためにも、空き家改修に助成制度を取り入れることを提案します。ほかの市町には助成制度があります。ぜひ、当町でも創設していただき、空き家対策に早急な対応ができるようお願いいたします。

総務課長の考えを伺います。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 西松幸子議員の空き家改修費に助成制度をにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

平成28年11月に設置されました空き家等対策協議会において、毎年、空き家相談会を開催しておるところでございます。相談会では、空き家所有者等からのさまざまな相談を受け、同協議会の委員さんと相談者とが一緒になりまして解決策を検討しているところでございます。相談会の実績といたしましては、平成29年度が6件、平成30年度が4件でございます。

当町における空き家対策は、県内を見ましても決して進んでいるとは言え

ませんが、空き家等対策協議会が発足して3年、空き家等の適正管理条例が施行されてから1年半が経過する中で、空き家相談会を開催していることをもっと多くの町民の皆様へ周知、PRを図っていかねばならないと考えております。

相談内容といたしましては、すぐに解決できる問題ではないことが多く、この問題の難しさを痛感しておるところでございます。解決に至らない要因といたしましては、立地条件や建物の老朽化によるものが多くございますが、最大の要因は、取り壊し除却等に係る費用の問題が一番であると感じております。

そのようなことからしますと、今回御提言いただきました空き家の改修費に対する助成が可能となれば空き家問題の解決の糸口、第一歩になるかもしれないと思います。

岐阜県におきましては、市町村の空き家等対策の推進を支援するため、市町村が行う空き家の利活用や除却に関する事業に対して、平成29年度から補助制度を設けております。

今後は、空き家相談会でお聞きしました相談者の切実な思いを受けとめ、また空き家が及ぼす周辺住民への危険性や防犯、防災上におきましても憂慮される状況等を念頭に置きながら、この空き家対策事業に取り組まなければならないと思います。

そのためには、今回西松議員より御提言がありました空き家改修費に助成制度をにつきましても、県の補助制度を活用しながら、どのような支援、対策が最も有効であるのか、効果的であるのか等、当町における補助内容等を検討していきたいと考えております。どうか御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 1番 西松幸子君。

1 番 ありがとうございます。

この空き家改修費につきましては、3年前の3月議会でも質問いたしましたけれども、これからの高齢社会を迎えるに当たり、空き家問題は真剣に取り組まなければならない重要な課題でありますので、補助制度を活用しなが

ら有効な対策をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次、5番 小川文雄君。

5番 発言のお許しをいただきましたので、こども園に関します御質問をさせていただきます。

その前に、3月の「広報あんぱち」に、このように、ことし保育園を卒業する137人のお子さんの顔写真が載っております。見てみますと、どの子供たちもすばらしい笑顔で元気はつらつと、まさに安八町、次代を担う子供たちのように写っております。卒園、本当におめでとうございます。この記事にありますように私もお祝いを申し上げる次第でございますが、しかし、ことしは来年こども園というふうになるということで、安八町の保育園の卒園者というのがもうことしが最後となります。しかも元号が5月からかわります。そうしますと、平成最後の卒園者ということになります。そういう時期でございます。

平成31年度からは、安八町の6つの保育園がこども園として新たにスタートをするということになっております。私は、このこども園が本当の意味でのこども園としてふさわしい施設となるよう、また時流に乗った施策とはいえ、単に保育園をこども園と名称を変えるだけでは何の意味もないと常々考えております。

そこで、保育園をこども園として変更し、将来どのように運営をされているのか、その基本的な理念について町長さんにお尋ねいたします。

また、真のこども園となるようにするには多くの課題がございます。大別して私、5つの項目を上げていましたんですが、その項目について担当課長さんのお考えをお尋ねいたします。

私が5つに勝手に分類をしましたので、相互に非常に密接な関係のある内容もございます。便宜上5つに分けて質問するだけでございますので、御回答のほうは関連のある内容で回答していただければ結構でございます。

まず最初でございますが、施設整備の整備計画についてでございます。

昨年は大変な猛暑、酷暑に見舞われまして、熱中症も各地で起きております。そういう大変な夏でございましたが、その教訓からか、新年度予算で保

育園のエアコンの設置工事に係る設計委託の経費が計上されました。遅きに失する感は否めませんが、私は大いに賛成をする一人でございます。ただし、こども園としてふさわしい保育園とするには、工事の設計だけではふさわしくありません。ぜひとも一日も早くエアコンの設置をしていただきたい。しかも、エアコンの設置だけが整備ではありません。こども園にふさわしい施設となるようないろんな設備が必要ではないかと思えます。

中央保育園の例をとってみますと、まず健康教育をするには、いかにも庭園、いわゆるちびっこ広場でございますが、この面積が余りにも狭いと私は感じます。駆けっこすら十分にできない、そんなような気がしてなりません。

また、周辺の道路を見てみますと、交通量も多く、民家も接近しておるといような状況でございます。ぜひともこの周辺のインフラ整備もあわせて行っていかなければならないのではないかと考える次第でございます。

また、一方で、新たな保育内容に必要な備品類は十分整備されていますかということでございます。体育器具や楽器類はことしの補正予算で一部整備されたということでございますが、それで十分ですかということでございます。

2つ目、教育を念頭に置いた保育内容についてお尋ねをいたします。

従来からの英語教育に加えて楽器や器具を使った、要するに音楽の授業、そういったものがふえてくるというふうになっております。保育内容は実際にどのように変わってくるかということでございます。この点が最も重要なことでございます。こども園とすることによってどのように変わってくるか、具体的に内容を御説明いただきたいと思えます。

3つ目でございます。保育士の処遇改善についてでございます。

保育内容が変わります。従来の保育に加え、現在、幼稚園で行われている教育内容が一部加わってまいります。それにより、保育の業務はより教育的になり、そのために授業の準備や資質向上のための自己研さん等に、今まで以上に保育士さんの負担がふえると思われまます。そのためには、保育士の処遇改善を行う必要があります。従前どおりというわけにはいかないでしょう。保育士さんの自己研さんに要する時間や経費、そういったために給料のベースアップや特別昇給の実施、あるいはさらには手当の支給、こういったものを考える必要があるのではないかと思えますし、業務の軽減、負担軽減など

を考えていく必要もあるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。当然何らかの手だてはお考えでしょうから御説明をいただきたいと思います。

次に、統廃合の取り組みについてでございますが、この課題につきましては既に第五次総合計画の当初計画の中で、保育園の再編成という表現で計画をされております。

しかし、今日に至るまで遅々として進んでおりません。今回の第五次総合計画の後期基本計画の中で、やっと認定こども園6園から3園という方向づけを行うというふうに答申が出されました。平成34年度達成というのが後期計画のリミットでございます。もう時間がございません。早急に対応をしなければならないと考えております。したがって、この短期間にどのように対応をされていくのか、具体的にお尋ねをいたします。

最後になります。保育料無料化への対応ということでございますが、先月の新聞報道によりますと、国策として保育料無償化が閣議決定されたという記事が載ってございました。具体的にはどのような形になるのか。今、今現在、恐らく国からの通達待ちという状況であろうかと思いますが、最も新しい情報をお聞かせいただきたいということでございます。

以上、5点に分けて御質問させていただきましたが、冒頭に申し上げましたように、相互に絡んだ内容になっておりますので、どういう形でも結構でございます。私の質問の趣旨を十分御理解いただきまして御回答をいただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、安八町のこども園が保育園の保育の枠を超えて真に適正な教育、あるいは保育ができるようにならなければなりません。どうか子を持つ親としての目線に立って諸施策を真剣に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、小川文雄議員の質問の関係、最初のこども園についての基本的理念につきまして、私のほうから回答させていただきます。後の5点につきましては、担当の福祉課長から回答をさせていただきます。

子供さんが誕生され、そして成長され、その子供さんが初めての社会生活

の第一歩を踏み出すところが保育園であり、この4月から移行するこども園であると思っております。人としての土台を築くところ、人格を形成するその土台となるところだと私は思っております。そのためにも、余り知的な教育に走らず、非認知能力を培っていく、養っていくことがこの時期の子供たちに大切であると考えております。これは、今までの安八町の方針であり、今後も変わることはないと考えております。

4月から始まる新しいこども園は、教育職の強い幼保連携型ではなくて、現在の自然豊かな環境の中で遊びを中心とした保育に、その部分に教育的な要素を取り込んだ保育所型の認定こども園へ移行していきます。保育の質の向上を図りながら、幼児期の教育も実施して、心豊かな子供を育てていきたいと考えております。そして、子供たちをスムーズな就学へとつなぐ、いわゆる小学校への橋渡しをしっかりとやっていこうと考えております。

そういった中から次世代を担う人づくり、そういったものを果たしていきたいと思っております。そういった考えでこども園を運営してまいりたいと思います。

以上、小川文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 小川文雄議員の2つ目の質問に順次お答えをいたします。

1つ目の施設設備の整備計画についてでございます。

議員御指摘の施設設備につきましては、園児が安心して過ごせるよう、エアコン設置に向けた必要な予算を来年度当初予算に計上したところでございます。昨年は猛暑に見舞われたこともあり、エアコンの設置を優先したところでございます。

また、昨年9月議会にて補正予算させていただきました備品等につきましては、既に納入済みでございまして、子供たちを迎える準備が整いつつございます。

今後は、この後の4つ目の質問にある将来の統合を見据えながら、保育室の増設や園庭の拡大等につきましても十分に調査検討し、必要に応じて整備を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の教育を念頭に置いた保育内容についてでございます。

こども園は、国の新教育・保育要領を踏まえて保育を実施することとなっ

ております。この要領では、満3歳以上の園児への教育・保育の内容を5つの領域として区分をしております。その5つとは、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域でございます。

新しいこども園では、二、三、例を挙げますと、健康領域では、縄跳びやマット運動、跳び箱などを使って体幹機能の発達と集団での行動を養いながら生活習慣を身につけます。

また、言葉の領域では、筆や鉛筆を使っての読み書きから文字と言葉を学び言葉に対する感覚を養います。

さらに、表現の領域では、カスタネットやタンバリンなどを使っての歌や音楽から豊かな感性や表現力を養います。

なお、従来から実施している英語教育は今後も継続をいたします。

このように国の要領に基づき、教育と保育を一体として進め、将来を担う子供を育ててまいりたいと考えております。

3つ目、保育士の処遇改善についてでございます。

当町の保育士は、一般行政職員と同じ初任給で始まります。また、同じ給与表に基づいていることから、基本的に毎年度定期昇給がございます。

従来から当町職員の給与水準は低いとの指摘や、近年においては若手職員の結婚、妊娠、出産などの理由により離職する職員も見受けられるようになってきました。保育士を募集してもなかなか応募がなく、他の市町村も同様な傾向にございます。

議員御指摘のとおり、給料が低いのではないかとということで、2年前から職員給与の改善に取り組み、賃金の改定を行ったところでございます。今後さらに改善に努め、保育士の確保なども図ってまいりたいと考えております。

これら保育を取り巻く環境が変容する中で、保育士は一生懸命現場で取り組んでおりますが、4月から始まるこども園では、教育的要素も取り入れられるため、新たな負担が生じることも考えられます。そのため、年間数ある行事やイベント、これらを再確認、整理し、保育士の負担を軽減することにより、保育士の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

4つ目、統廃合への取り組みについてでございます。

人口減少、少子化社会の進展、厳しい財政事情、施設の老朽化、より質の高い保育の充実、またサービスの均衡化を図るため、統合について検討して

まいりました。そして、第五次総合計画の後期基本計画の中で、こども園の数を6園から3園へとすることを目標に、平成34年度までに方向づけをすると明記したところがございます。今後は、人口の動向を見きわめながら保護者等関係者と検討を進め、計画期間までには方針を決定したいと考えております。

5つ目、保育料無償化への対応についてでございます。

保育料の無償化は、少子化対策として保護者の負担軽減を図るため、本年10月から実施をされます。無償化の基準は3歳児から5歳児の全員と、ゼロ歳児から2歳児を持つ非課税世帯を対象としております。加えて、障害児の発達支援も利用を無償化としていることから、あすなろの園などを利用する場合も無償化となります。

この無償化による町の歳入不足につきましては、平成31年度は臨時交付金にて、また平成32年度以降は地方交付税にて手当てされることとなっておりますが、その詳細につきましては、まだ国から示されておられません。

この保育料無償化の実施につきましては、事務手続の変更やシステム改修などが考えられ、現在国において検討中でございます。この一連した無償化につきましては、現在、国会で法案等審議中でございます。国からの方針や通達がいまいりましたら必要な予算をお願いし、また保護者に対しては丁寧に周知、説明してまいりたいと考えております。町としても、未来の明るい町となるよう子育てに邁進していきたいと考えております。

どうか御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、小川文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 5番 小川文雄君。

5番 ただいまは、かなり具体的にお答えをいただきました。ありがとうございます。

問題は2つあると思うんです。

1つは、こういう形でこども園として教育的要素を踏まえながら運用をしていくということでございます。そのためには、やはり保育士さんの資質向上といいますか、処遇改善といいますか、そういったところに焦点を当てないと、運営上、従前の例に倣ってという形にとどまってしまうのではないかと

という心配があります。ここらあたりはしっかりとその現状を見ながら業務改善と申しますか、そういったものに取り組んでいただきたいというのが1点でございます。

それから、全てにこれ共通するんですが、もう前から6園が3園という話は出ておりますが、遅々として進んでいないのが現状です。これはなぜかという、こういう案を立てて誰かに説明をすると、ああだこうだということで、当然異論はあります。ありますが、町として何が一番ベストかという立場に立って方針をきちっと決めていただかないと、いつまでたっても風見鶏で、風が吹くままにくるくる回っているというだけでは前に進みません。ここはひとつ4年という方向性を決めるという悠長なことではなくて、4年で決着をするというようなスタンスで真剣に取り組んでいただきたい。そうすれば、余分な設備投資も不要になりますし、簡単な例です。エアコンを6つつけるのがいいのか、3つでいいのかという単純な理論です。そういった設備整備、あるいは保育士さんの処遇改善、そういったものも同時に行えるわけですから、この見直しと申しますか、3園統廃合というこの答申を真摯に受けとめていただいて、具体的に、早急に手を染めていただきたい。もうこれしかないと思います。もう御答弁いただかなくて結構ですので、この思いだけはお伝えさせていただきますので、どうか酌んでいただきまして、手を染めていただくということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次、2番 碓井昭夫君。

2番 ただいま議長さんのほうから発言の機会を得ましたので、私のほうから質問をさせていただきます。

私のほうからは、少子化対策と人口減少対策についてお伺いをしたいと思います。

安八町第五次総合計画も前半期が終わり、いよいよ後半期に入ってきました。美しい花を咲かせ実をつける時期ではないかと思えます。

そこで、質問をさせていただきます。

今、私たちに課せられた難問は幾つもございますが、地方のどこの地域も一番問題にしているのは、人口減少に歯どめをかける対策ではないでしょうか。未来の子供たちが安心して暮らせるまちづくりをするために何が必要か

を考える時期ではないでしょうか。

幸い安八町は、ここ数年来1万5,000人前後の人口を確保しており、行政の頑張りに敬意を表するものでございますが、この状態がいつまでも続くとは考えられません。

国内の総人口も年々減ってまいっております。他市町村も同じ悩みの中、いろいろ施策を練り、人口減少に歯どめをかけようと必死でございます。

この競争に打ち勝つには、他の自治体にまさる政策と迅速さが必要ではないでしょうか。工業誘致、観光開発、歴史の掘り起こし、空き家物件の有効活用、教育環境の充実、子育て支援と多種多様でございますけれども、安心・安全なまちづくりと、魅力あるまちづくりをつくるためには、取り組むべき事項は数限りなくあると思います。五次総の計画の中にもある程度は記載しておりますが、どの項目を見ましても非常に具体性に乏しく思います。

移住・定住施策として積極的な行動をお願いするものでございます。年間の移住者は75万人を超えているとの数字もあり、大都会からの移住者はそのうちの3分の1の25万人程度を数えています。住みよい町、魅力ある町にするにはどうあるべきか、早急な結論を出し、行動することが大切ではないでしょうか。

おかげさまで、当町ではスマートインターチェンジも1年前に開通され、予想を上回る利用者があると聞いております。また、地域間幹線バスも運航され、最寄りの駅を初め地域の施設への乗降が便利になりましたが、当初の計画どおりの利用者があるのでしょうか。運行状況等をいま一度見直しをしていただきたく思われます。

いずれにしましても、他市町村にまさる政策と迅速さが勝負をつかむ切り札だと思います。お金がなければ、知恵と汗を出してください。若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりに全力を傾けていただきたいと思います。

そこで、少子化対策、人口減少対策について、現在具体的な考え、並びに行動があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、碓井昭夫議員の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

安八町の人口動態を見てみますと、今から10年ほど前、平成20年の年間の出生数は151人、それに対して死亡は117人、差し引きプラス34人であったのが、昨年、平成30年の年間の出生数は107人、それに対して死亡は152人ということで、差し引きマイナス45人となっております。出生数と死亡者数がこの10年の中で逆転をしております。特にここ4年は、顕著に少子化があらわれており、子の減少、自然減が定常化しております。大手企業の事業撤退などに伴って多くの社宅が閉鎖されてきております。それでも総人口が1万5,000人台を保っている要因というのは、社会増が自然減を補っていることによります。

具体的に言いますと、安八町に転入される方が安八町から転出される方を上回っている状況が続いており、結果的に総人口が保たれております。この5年間を見ても、年間50世帯ぐらい毎年世帯数が増加していることからそのことがうかがえると思います。

なぜ安八町に住んでいただけるのか、その分析はできておりませんが、子育て、そして教育環境、また立地のよさなどが起因しているものと推定をいたしております。しかしながら、出生数の減少、人口の減少は全国的な傾向、減少であり、安八町も例外ではありません。

平成27年10月に将来人口の目標として、まち・ひと・しごと創生安八人口ビジョンを策定いたしました。国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに推算いたしますと、今から40年余り先になりますが、平成72年には1万913人となりますが、安八町の人口ビジョンでは、総合計画などを踏まえて、その平成72年の目標人口は1万3,200人としております。この目標人口を達成するために安八町に住んでいただく方をふやし、あがなえない自然減の流れを社会増で補うしかないと思っております。そのためには、雇用の場をつくるのが最重要だと思っております。昭和の後半に行われました企業誘致が、大幅な人口増加につながった過去の安八町の歴史を見ても、皆様御承知のことと思います。安八スマートインターチェンジを最大限に活用しながら、企業誘致を促進して人口増につなげていきたいと考えております。

そのほか、子育て・教育環境を充実させていくことも大切だと思っております。特に交通の利便性を高めていくことも重要な対策と考えております。その対策として、昨年から穂積駅、そして安八温泉の間を民間の路線バスの

運行を開始いたしました。今後は、国やNEXCOとの協議が必要となりますが、安八町のスマートインターチェンジにバスターミナルを設置して名古屋市、名古屋駅まで高速バスを走らせることも検討をしております。この関係につきましては、民間バス会社が主体となって、沿線となる自治体とも検討会を立ち上げているところでございます。このように交通の利便性を高めていくということも将来的な人口減少対策、持続可能なまちづくりになっていくものと思っております。

人口減少対策として、全国的に金銭的な補助対策に傾注する自治体も多ありますが、特効薬とはなり得ない、なっていないのが現実であります。職・住・近接の暮らしやすいまちづくりを一步一步着実に進めて、人口減少社会の中で持続可能な存在感あふれるまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上、碓井昭夫議員への回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 2番 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中に、年間50世帯ほどの人が入居してくれているということをお聞きして、安八町すごいなというふうに思ったわけですが、なぜこれだけ安八町に来てくれるか、原因ははっきり分析されていないということで、分析されまして、今後もそういういい部分は残していただきたいというふうに思います。

それから、最後のほうに町長さん、私期待していることをおっしゃりましたけれども、スマートインターチェンジにバスターミナルをつくるという計画があるよという話で、今そういった話でございます。御存じのように、大垣のヤナゲンも撤退するというようなことで、この地域に百貨店がなくなっちゃうというようなことで、ほとんどがやっぱり名古屋のほうへ皆さんが出るということで、もちろん通勤圏でもございますし、やっぱり遊びに行くのも名古屋中心になろうかというふうに思います。そういう意味におきまして、高速バスがあそこで、例えばバスターミナルができて乗降が可能になれば、また皆様方の動きもそちらのほうに行くんじゃないかというふうに思っております。非常に期待しておりますから、ぜひともまた難しい問題もあろうか

と思いますけれども、具体的な話で進めていただければありがたいと思います。

それで、昨年から穂積駅とのバスの路線も開通したわけですが、けれども、当初の計画に比べまして本当に計画どおりしているのか、それとも計画どまりで終わっているのか、計画以上行っているのか、その辺の分析もしていただいて、できるだけ有効な活用をお願いしたいと思います。御答弁は要りません。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時30分から再開をいたしますので、議場にお集まりをください。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、議会改革特別委員会、続いて総務産建常任委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長、総務産建常任委員長 小川文雄君。

5 番 まず最初に、議会改革特別委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、平成31年3月6日、午後2時から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

付託事件及び審査の結果。

平成31年度議会報告会の開催時期等について、協議しました。

平成31年度も3会場で開催することとし、日時・会場につきましては、5月15日水曜日、ハートピア安八、5月16日木曜日、結の郷、5月17日金曜日、ふれあいセンターで、全会場とも午後7時30分から開催をします。

なお、開催に当たりまして、議会だより、町の広報紙、広報無線や地区回

覧文書で皆さんにお知らせをいたします。

少数意見の留保はございません。

その他、特にありません。以上でございます。

続きまして、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

日時、平成31年3月8日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部のうち、税務課主幹は確定申告業務のため欠席、その他の関係執行部全員、傍聴者は関係課の係長の皆さんでした。

付託事件及び審査の結果。

議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定、議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定、議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定、議第9号 損害賠償の額を定めることについては、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算、議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第19号 町道路線の認定について、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成30年度一般会計補正予算（第7号）、並びに議第12号の平成31年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第16号から議第19号までを全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、現地視察として、水道配水場更新事業としての機械・電気工事現場を視察し、工事概要の説明を受けました。

また、審議の過程で委員より、工場設置奨励金の制度の見直しを検討してはどうかという意見がございましたので、今後、検討をしていただくよう要望をいたしました。以上で報告を終わります。

議長 民生文教委員長 碓井昭夫君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時でございますけれども、平成31年3月7日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。なお、傍聴者は関係課の係長の皆さんでございます。

付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定、議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定、議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算、議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成30年度一般会計補正予算（第7号）、並びに議第12号の平成31年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第11号、議第13号から議第15号までを全て原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保でございますけれども、ございません。

その他としまして、現地視察を行いました。結小学校のパソコン教室を視察させていただきました。これは、平成31年度の新規事業で、学校ICT整備事業の一環として、小学校のパソコンの入れかえを行う予定でございます。以上、報告させていただきました。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第10、議第9号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第11、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第12、議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第13、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第14、議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第15、議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第16、議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第17、議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第18、議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第19、議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決いたしました。

た。

議 長 日程第20、議第19号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決をいたしました。

議 長 日程第21、議第20号 安八町第五次総合計画の後期基本計画の策定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第20号につきまして、朗読並びに御説明をさせていただきます。

議第20号 安八町第五次総合計画の後期基本計画の策定について。

安八町第五次総合計画の後期基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

平成31年3月15日提出。安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、平成27年度から平成34年度まで「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」を将来像とする安八町第五次総合計画に基づきまちづくりを進めております。

平成31年度からの後期基本計画の策定に当たり、安八町自治基本条例（平成27年安八町条例第1号）第24条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

なお、議員各位にお配りさせていただきましたのは、安八町第五次総合計画、後期基本計画でございます。今後は、この基本計画によりまちづくりを推進して行く所存でございます。

以上、御審議をいただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第22、議第21号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の末尾11ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 工事請負契約の変更について。

次のとおり、工事の請負契約を変更するものとする。

平成31年3月15日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、契約の金額（平成30年12月14日議決、議第60号）中「1億6,956万円」を「1億9,684万6,200円」に変更する。

本件は、現在、高田建設株式会社が工事を請け負っております、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事第1工区において、本工区に隣接する南條保育園東方の補償物件の取り壊しが完了見込みとなりました。これにより北側へ盛り土高80メートルの延長を図るほか、堤脚保護工など、追加工事を施工したいため、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 追加日程といたしまして提案をさせていただきたいと思っております。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）につきましてお願いを申し上げます。

3点補正予算がございます。

1点目は、町内で操業をされておられます民間企業の新工場建設に伴い道路用地を払い下げた件でございます。9月に道路廃止を議決いただき、その後社内で協議され、先月2月28日に土地代を受け入れたことによる歳入金額の補正でございます。

2点目につきましては、さくら祭り開催の負担金を支払うための補正でございます。

3点目につきましては、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団より寄附金があり、平成30年度読書活動推進奨励資金として受け入れ、図書購入のための補正でございます。

提案説明につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、追加日程として上程をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号 平成30年度安八郡安八町一

般会計補正予算（第8号）を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議長 追加日程第1、議第22号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 ただいま配付の議案書1ページをお願いいたします。

議第22号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第22号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,446万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月15日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は以下1,000円でございます。

3ページは歳入、4ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額59億2,921万2,000円に525万2,000円を追加し、59億3,446万4,000円とするものでございます。

下段の5ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額515万2,000円、牧工業専用地域内における町道路線を廃止後、所定の手続が完了し、払い下げを希望する企業との土地売買契約が成立し、土地売り払い収入の受け入れのため、今回の補正をお願いするものでございます。

なお、下段、寄附金につきましては特定財源のため、歳出で御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして6ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財政調整基金、補正額425万2,000円、財政調整基金積立金でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 議案書6ページの中段をお願いいたします。

款、項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額90万円、全て一般財源でございます。例年4月に開催しているさくら祭りについて、ことしの開催については、暖冬の影響で開花が早まるという予想から3月30日、31日に開催することとなりました。平成30年度としては2回目の開催となるため、その負担金について補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、同ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額増額の7万5,000円でございます。特定財源といたしまして寄附金で7万5,000円です。

節、備品購入費で7万5,000円です。これは、公益財団だいしんグリーン財団からの寄附金でございます。3小学校での図書購入費として利用させていただく予定でございます。

最下段をお願いします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額増額の2万5,000円です。特定財源といたしまして寄附金で2万5,000円でございます。

節、備品購入費で2万5,000円です。これも公益財団だいしんグリーン財団からの寄附金でございます。登龍中学校での図書購入費として利用させていただく予定でございます。

以上、一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出された案件は全て議了をいたしました。

これをもって平成31年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。

全員協議会を13時30分から開会をいたします。よろしく願いをいたします。

(閉会時間 午後0時03分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月15日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 渡 邊 明 博

議 員 西 松 幸 子